

実績評価書

平成21年8月

評価の対象となる施策目標	障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
--------------	--

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	Ⅷ	障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
施策目標	1	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること
施策目標	1-1	障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
個別目標1		障害者の地域での日中活動や、生活の場における支援を充実すること
		(評価対象事務事業) ・グループホーム・ケアホームの充実 ・コミュニケーション支援事業 ・精神障害者地域移行支援特別対策事業
個別目標2		障害者の一般就労への移行や、障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進すること
		(評価対象事務事業) ・就労系サービスの充実 ・障害者就業・生活支援センター事業
施策の概要（目的・根拠法令等）		
1. 目的	障害者の就労支援の強化や地域生活への移行の推進等を通じ、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す。	
2. 根拠法令等	○ 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）	
主管部局・課室	社会・援護局障害保健福祉部企画課	
関係部局・課室	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課	

2. 現状分析（施策の必要性）

- 我が国の障害保健福祉施策では、ノーマライゼーションの理念に基づき、従来の「施設収容型の福祉」から「地域生活の支援」へ向けて、さまざまな改革を行ってきた。特に平成12年の社会福祉基礎構造改革では、「障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活を送れるよう自立を支援すること」という基本理念を示し、その一環として平成15年には措置制度から利用契約制度（支援費制度）を導入した。
- この支援費制度の導入により、利用者がサービスを選択できる仕組みとなったが、

- ・ 利用者の支援の必要性にかかわりなく、長期間にわたり同じ施設を利用し続けるなど、本来のサービスが想定している機能と利用者の実態が乖離したり、
 - ・ 障害者が地域で生活するために必要なサービスが不足している、
 - など、障害者が地域で生活を送ることができるようとするための支援が不十分である状況が見られたほか、多くの障害者が就労を希望する一方で、
 - ・ 養護学校（現特別支援学校）の卒業者数の半数以上が福祉施設に通うとともに、
 - ・ 就職のために施設を退所する障害者が1%程度にとどまっている、
 - など、就労意欲のある障害者の自立への支援が必ずしもできていない状況も見られた。
- こうした状況を踏まえ、平成18年4月に障害者自立支援法が施行された。
同法は、支援費制度における課題を解決し、障害者の地域での安心した暮らしを支援できるよう、従前の制度について抜本的な改革を行ったものである。
特に、グループホーム・ケアホームなどの障害者が地域で生活するために必要な事業や、障害者が自らの能力を存分に發揮し、就労を通じた自立を支援することができるよう、一般就労への移行を支援するための事業を創設するなど新たな課題に対応するための支援を創設するとともに、サービスの地域的な偏在や不足を解消するため、各自治体において平成18年度から3年毎の障害福祉計画を策定することとし、計画的にこれらのサービスの提供基盤の強化を図ることとした。
- 同法の施行後、各自治体において計画に基づくサービス提供基盤の強化に取り組んできたほか、国においても障害保健福祉関係予算について毎年度着実な伸びを確保するなど、サービスの充実を図ってきたところであるが、同法が施行されてから3年が経過したばかりであり、法の目的を達成するため、引き続き全国的なサービス提供基盤の強化を行っていくことが必要である。
- また、障害者自立支援法については、法附則における施行後3年の見直し規定を踏まえ、制度全般にわたる見直しを行うこととされていた。
これを受け、平成21年3月末には、社会保障審議会障害者部会報告書や「与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム」による「障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針」等を踏まえ、障害者が地域で安心して暮らすために必要な相談支援の充実や地域移行のための相談支援の創設、障害者の地域移行の受け皿となっているグループホーム・ケアホームを利用する際の助成の創設など、障害者の地域における自立した生活のための支援の一層の充実等を内容とする、「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」を第171回通常国会に提出したところである。（衆議院解散に伴い廃案）

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準／達成時期)		H16	H17	H18	H19	H20
※【】内は、目標達成率（実績値／達成水準）						
1 福祉施設入所者の地域生活への移行者数（単位：人） (平成17年度入所者数約14万人のうち、1.9万人以上／平成23年度)（前年度以上／平成20年度・21年度）		—	—	—	9,344 【49.1%】	14,098 【74.2%】
2 受け入れ条件が整えば退院可能な精神科病院入院患者の退院者数 (平成19年度入院患者数約4.9万人のうち、3.7万人以上／平成23年度)（前年度以上／平成20年度・21年度）		—	—	—	—	—
3 一般就労への年間移行者数（単位：万人） (0.9万人以上／平成23年度)		—	0.2	—	—	—

（調査名・資料出所、備考）

- 指標1は、「施設入所者の地域生活への移行に関する状況について」（社会・援

- 護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)によるものであるが、平成19年度の数値は、平成17年10月から平成19年10月までに地域生活へ移行した者の数(2,586施設から回答を集計(回収率約92%))であり、平成20年度の数値は、平成19年度の数値と平成19年10月から平成20年10月までに地域生活へ移行した者の数(2,450施設から回答を集計(回収率約91%))を合計した数である。(目標達成率は平成23年の目標値である1.9万人を分母として計算している。)
- 指標2については、平成20年度の数値について、集計方法を含め、今後検討することとしている。
 - 指標3は、「障害福祉計画にかかる報告等の提出について」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)による。平成16、18、19年度分は調査を実施していない。当該指標については、調査方法等も含め、今後検討することとしている。

施策目標の評価

【有効性の観点】

- 施設に入所等をしていた障害者の地域生活への移行を進めるには、退所後の単身での生活に不安がある障害者のために、介護などの一定の支援を受けながら安心して暮らせる場を確保することが必要である。
また、障害者の地域における自立した生活を実現するためには、生活に必要な所得が確保されることが重要であるが、稼働収入(給与や賃金)を得ながら生活することを望んでいる障害者は約75%に及んでおり(※)、就労を通じた自立を支援することが必要であるといえる。
- (※) 平成18年度障害者施策総合調査(内閣府)
- これらの課題については、
 - ① 全国で実施する障害者自立支援法上の給付の対象となるサービスについて、その提供基盤を確実に強化するとともに、
 - ② それぞれの地域の実情に応じ、よりきめ細やかな支援を行うための予算事業を実施することにより対応している。

具体的には、

- ① 障害者自立支援法において、地域での住まいの場として共同生活援助(グループホーム)や共同生活介護(ケアホーム)などのサービスを創設するとともに、就労意欲のある障害者については、「就労移行支援事業」や「就労継続支援事業」を設け、福祉施設から一般就労への移行を促進するとともに、福祉施設における就労の場を拡大しているほか、
 - ② 予算事業として、受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域移行を進めるため、都道府県において「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を実施するとともに、就労支援の充実強化のため、各都道府県が「工賃倍増5カ年計画」に基づき実施する事業を支援する事業を実施し、工賃水準の引上げのための取組みを推進している、
- など、全国的に実施すべき施策と各地域の実情に応じて実施する施策を組み合わせて有効な取組を行っているところである。

【効率性の観点】

- 障害者自立支援法におけるサービスについては、市町村及び都道府県が障害福祉計画を策定し(障害者自立支援法第88条、第89条)、その基盤整備を行っているところであるが、これに際しては、
 - ・ 地域の障害者の実情やサービスに対するニーズを把握しながら、それぞれの地域において必要な障害福祉サービスの種類及び量を事前に見込む、
 - ・ 地域移行や就労支援などの課題への対応が遅れている地域については、その地域の実情を勘案しながら、市町村と都道府県が協働して、広域的観点からサービス事業所の整備を行う、
 - ・ 障害者自立支援法上の障害福祉サービスのほか、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」などの事業や各都道府県で策定する「工賃倍増5カ年計画」の役割についても計画上位置づけることとし、地域資源を活用するとともに、個々の障害者へのきめ細かな支援ができるよう取組を行う、
- など、効率的かつ計画的な方法を採用している。

【総合的な評価】

- 障害者の地域における自立した生活の実現に向けては、以上のように、全国的に実施する障害福祉サービスや地域の実情に応じて実施する事業等によって、国・地方自治体において着実な取組を行っているところである。

施策目標に係る評価においては未集計の指標も含まれているものの、福祉施設入所者の地域生活への移行者数は3年間で1.4万人に及ぶほか、個別目標を達成するための事務事業に係る指標が示すように、サービス量やサービス利用者数は着実に増大しており、総合的には、施策目標の達成に向け、有効かつ効率的な取組を行っていると評価できる。
 - しかしながら、施設入所者の地域移行については、施設入所者総数についてみると、施設を退所した者とほぼ同数の新規入所者がいるために、施設入所者総数自体の減少幅が小さい（※）状況にあることから、退所が可能な者については地域移行を更に進めていくとともに、できるだけ地域での自立した生活を継続していくよう支援していくことが必要である。
- （※） 平成17年10月時点の施設入所者数は139,009人であるのに対し、平成19年10月時点の施設入所者数は138,620人となっており、入所者総数でみると389人（平成17年10月の入所者総数の0.3%）の減少にとどまっている。
 （「施設入所者の地域生活への移行に関する状況について」（社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ））
- このような中、障害者自立支援法については、法附則における施行後3年の見直し規定を踏まえ、制度全般にわたる見直しを行うこととされていたところである。

この点、

 - ① 平成20年12月にとりまとめられた社会保障審議会障害者部会報告書「障害者自立支援法施行後3年の見直しについて」においては、障害者自立支援法の「障害者ができるだけ地域で自立して暮らせるようにするという理念」については「合意が得られているもの」とされ、地域移行や就労支援についても、引き続き、充実を図っていくべきとされている
 - ② さらに、平成21年2月に「与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム」においてとりまとめられた「障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針」においても、「障害者が地域で普通に暮らすことや自立と共生の社会づくりを目標とする『障害者自立支援法』の基本理念を堅持しつつ、同法を抜本的に見直すとされている

ことなど、障害者の自立した地域生活の実現に向けての取組については、その充実が一層求められているところである。
 - これを受けて、平成21年3月31日に「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。
- 同法律案においては、地域移行に係る課題への対応として、
- ① 地域移行を更に進めていくという観点から、グループホームやケアホームのサービスを利用しやすくするよう、入居者に対してその利用に伴い必要となる費用の助成を行うこととする
 - ② 施設入所者などが地域での生活に移行するためには、住居の確保や新生活の準備などについて支援が必要であることから、入所等の段階から退所後の生活を見据えてグループホームなどを体験利用する場合や住居の確保のためのサポートを行う「地域移行支援」を創設する
 - ③ 地域移行した障害者が実際に地域で安心して暮らしていくため、地域生活を始めた障害者に対して24時間にわたって緊急時の相談・連絡などの体制を整備し支援を行う「地域定着支援」を創設する
- など、地域移行を更に進めるとともに、できるだけ地域での自立した生活を継続していくようにするための支援を行っていくこととしている。
- また、法律案とは別途、身体障害者がグループホーム・ケアホームを利用できるよう、平成21年10月までに必要な措置を行うこととしている。
- このように、施策目標の達成に向けては、引き続き、サービス提供基盤の強化を図っていくほか、現行の施策を着実に実施していくとともに、障害者の自立した地域生活への支援を一層充実させるための制度づくりに向けて取組んでいく必要がある。

4. 個別目標に関する評価

個別目標1 障害者の地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること																							
個別目標に係る指標 アウトカム指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は、目標達成率（実績値／達成水準）																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 福祉施設入所者の地域生活への移行者数（単位：人） (平成17年度入所者数約14万人のうち、1.9万人以上／平成23年度)（前年度以上／平成20年度・21年度） ※施策目標に係る指標1と同じ</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>9,344 【49.1%】</td><td>14,098 【74.2%】</td></tr> <tr> <td>2 受入れ条件が整えば退院可能な精神科病院入院患者の退院者数 (平成19年度入院患者数約4.9万人のうち、3.7万人以上／平成23年度)（前年度以上／平成20年度・21年度） ※施策目標に係る指標2と同じ</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>							H16	H17	H18	H19	H20	1 福祉施設入所者の地域生活への移行者数（単位：人） (平成17年度入所者数約14万人のうち、1.9万人以上／平成23年度)（前年度以上／平成20年度・21年度） ※施策目標に係る指標1と同じ	—	—	—	9,344 【49.1%】	14,098 【74.2%】	2 受入れ条件が整えば退院可能な精神科病院入院患者の退院者数 (平成19年度入院患者数約4.9万人のうち、3.7万人以上／平成23年度)（前年度以上／平成20年度・21年度） ※施策目標に係る指標2と同じ	—	—	—	—	—
	H16	H17	H18	H19	H20																		
1 福祉施設入所者の地域生活への移行者数（単位：人） (平成17年度入所者数約14万人のうち、1.9万人以上／平成23年度)（前年度以上／平成20年度・21年度） ※施策目標に係る指標1と同じ	—	—	—	9,344 【49.1%】	14,098 【74.2%】																		
2 受入れ条件が整えば退院可能な精神科病院入院患者の退院者数 (平成19年度入院患者数約4.9万人のうち、3.7万人以上／平成23年度)（前年度以上／平成20年度・21年度） ※施策目標に係る指標2と同じ	—	—	—	—	—																		
(調査名・資料出所、備考) <ul style="list-style-type: none"> ○ 指標1は、「施設入所者の地域生活への移行に関する状況について」(社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)によるものであるが、平成19年度の数値は、平成17年10月から平成19年10月までに地域生活へ移行した者の数(2,586施設から回答を集計(回収率約92%))であり、平成20年度の数値は、平成19年度の数値と平成19年10月から平成20年10月までに地域生活へ移行した者の数(2,450施設から回答を集計(回収約91%))を合計した数である。(目標達成率は平成23年の目標値である1.9万人を分母として計算している。) ○ 指標2については、平成20年度の数値について、集計方法を含め、今後検討することとしている。 																							
アウトプット指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は、目標達成率（実績値／達成水準）																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 グループホーム・ケアホームの月間の利用者数（単位：万人） (8.0万人／平成23年度)</td><td>2.8 【35%】</td><td>3.4 【43%】</td><td>3.7 【46%】</td><td>4.2 【53%】</td><td>集計中</td></tr> <tr> <td>2 精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施箇域数（全箇域）</td><td>【 %】</td><td>【 %】</td><td>148 【38%】</td><td>227 【59%】</td><td>297 【78%】</td></tr> </tbody> </table>							H16	H17	H18	H19	H20	1 グループホーム・ケアホームの月間の利用者数（単位：万人） (8.0万人／平成23年度)	2.8 【35%】	3.4 【43%】	3.7 【46%】	4.2 【53%】	集計中	2 精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施箇域数（全箇域）	【 %】	【 %】	148 【38%】	227 【59%】	297 【78%】
	H16	H17	H18	H19	H20																		
1 グループホーム・ケアホームの月間の利用者数（単位：万人） (8.0万人／平成23年度)	2.8 【35%】	3.4 【43%】	3.7 【46%】	4.2 【53%】	集計中																		
2 精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施箇域数（全箇域）	【 %】	【 %】	148 【38%】	227 【59%】	297 【78%】																		
(調査名・資料出所、備考) <ul style="list-style-type: none"> ○ 指標1は、平成19年度は国民健康保険団体連合会のデータによるものである。また、平成18年度は「新障害者プラン関係保健福祉施策実施状況報告」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)によるものである。 なお、平成17年度以前は「新障害者プラン関係実績調査」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)によるものであり、「グループホーム」の各年度の数値である。 ○ 指標1については、現在集計中であり、平成21年7月までにとりまとめこととなっている。 ○ 指標2は、平成18年度～平成19年度までは、精神障害者退院促進支援事業に係る数値である。 																							
個別目標1に関する評価（個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価、特に「今後の課題」を踏まえ）																							

主に有効性及び効率性の観点から)

- 平成20年度の「障害者自立支援法の抜本的見直しに向けた緊急措置」の一つとして、グループホーム等の施設整備に対する助成（平成20年度予算で30億円）を行うこととし、グループホーム等の整備を効率的に図っているところである。
- 地域生活への移行者数は、平成17年度から平成20年度まで合計1.4万人を超えており、平成23年度の目標値である1.9万人に着実に近づいており、障害者の地域生活への移行が進んでいることがわかる。
- また、グループホーム等の利用者数も毎年増加しており、平成23年度の目標数値である8.0万人の利用者数の達成に着実に近づきつつある。
- 一方、施設入所者の地域移行について、施設入所者総数をみると、施設入所者総数自体の減少幅は小さい状況にあることから、退所が可能な者については地域移行を更に進めていくとともに、できるだけ地域での自立した生活を継続していくよう支援していくことが必要である。
- この点、平成21年3月末の国会に提出した「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」においては、地域移行を更に進めていくという観点から、グループホームやケアホームのサービスを利用しやすくするよう、入居者に対してその利用に伴い必要となる費用の助成を行うこととしているほか、法律案とは別途、身体障害者がグループホーム・ケアホームを利用できるよう、平成21年10月までに必要な措置を行うこととしているなど、障害者の地域移行については、今後も更なる支援の充実・強化を図ることとしている。
- 受入れ条件が整えば退院可能な精神科病院入院患者の退院者数については、集計方法も含め、今後検討していくこととなっているが、精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施圏域数は着実に増加しており、退院の促進に向けての取組みが進んでいるといえる。

個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価

事務事業名	グループホーム・ケアホームの充実
平成20年度 予算額等	介護給付・訓練等給付費471,323百万円の内数（補助割合：[国1/2] [都道府県1/4][市町村1/4]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
平成20年度 決算額	介護給付・訓練等給付費442,341百万円の内数（補助割合：[国1/2] [都道府県1/4][市町村1/4]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）

事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）

概要：グループホーム（共同生活援助）は、地域において共同生活を営むのに支障のない障害者に対して、主に夜間において、共同生活を行う住居において相談など日常生活上の援助を行う。
 ケアホーム（共同生活介護）は、障害者に対して、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護などの便宜を供与する。
 必要性：障害のある人が地域で安心して暮らせる社会を構築するため、地域生活を送る際の住まいの場としてのグループホーム・ケアホームの充実を図る必要がある。

政府決定・重要施策との関連性

なし。

事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） (百万円)	—	—	227,578 の内数	445,462 の内数	471,323の 内数
予算上グループホームの事業所数 (箇所)	—	—	—	—	—
グループホームの事業所数 (箇所)	—	—	—	2,752	2,891

予算上ケアホームの事業所数(箇所)	—	—	—	—	—					
ケアホームの事業所数(箇所)	—	—	—	2,578	2,888					
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)										
<p>○ 予算推移をみると毎年着実に増額しており、事業実績数についても増加傾向にあるため、地域での生活を支えるためのグループホーム・ケアホームの整備が着実に進められていると評価できる。</p> <p>今後も障害者の地域生活を支援するため、平成23年度の目標値達成に向けて引き続きグループホーム・ケアホームの整備を図っていくこととしている。</p> <p>(※) なお、予算については、障害福祉サービスに係る費用の総額のうち半分を国が負担するしくみとしており、個々の事業の単位で予算を計上していないため、「予算上事業所数」については記載していない。</p>										
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価										
事務事業名	コミュニケーション支援事業									
平成20年度予算額等	地域生活支援事業 44,000百万円の内数(補助割合:[国1/2][都道府県1/4][市町村1/4]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()									
平成20年度決算額	集計中									
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()									
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)										
<p>概要: 手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する事業。</p> <p>必要性: 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に手話通訳等の方法により意思疎通の円滑化を図ることで、その有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができ、ひいては、障害の有無に関わらず安心して暮らすことのできる地域社会の実現を進めるために必要がある。</p>										
政府決定・重要施策との関連性	なし。									
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20					
予算推移(補正後)(百万円)	—	—	20,000の内数	40,000の内数	40,000の内数					
予算計上事業実施市町村数(市町村)	—	—	—	—	—					
事業実績実施市町村数(市町村)	—	—	1,112	1,318	9月に確定予定					
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)										
<p>○ 平成18年10月の障害者自立支援法施行以前までは、当事業は都道府県において実施されていたが、同法施行により、利用者にとってより身近な市町村が、地域の実情に応じて柔軟に実施する地域生活支援事業の一部として行われることとなった。</p> <p>○ 施行直後には6割程度であった実施率も、H19年度には7割を超える実施率と</p>										

なっており、着実に市町村における実施体制が整備されていると評価できる。

しかしながら、当事業は、視聴覚障害の方が地方において安心して生活し、社会参加するためには大変重要な支援であることから、地域生活支援事業に掲げられているメニュー事業の中において必須で取り組まなければならない事業として位置付けられており、引き続き、全ての自治体において実施されるよう取り組んでいくこととしている。

(※) なお、「予算計上事業実施市町村数」については、当事業は、国より交付した統合補助金の枠内で市町村が地域の実情に応じ柔軟に実施することができる事業であるため、記載していない。

個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価

事務事業名	精神障害者地域移行支援特別対策事業									
平成20年度 予算額等	1,709百万円（補助割合：[国1／2][都道府県1／2] 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ））									
平成20年度 決算額	集計中									
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）									
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）										
概要：受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の退院支援や地域生活支援を行う地域移行推進員（自立支援員）を配置するとともに、地域生活に必要な体制整備を促進する地域体制整備コーディネーターを配置する。										
必要性：障害福祉計画に基づく退院可能精神障害者の地域移行の着実な達成を目指すため、本事業の推進が必要。										
政府決定・重要施策との関連性	「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）において、「障害者の生活支援や就労支援・雇用促進等を進めるとともに、障害者自立支援法について、障害児支援の在り方など制度全般にわたる抜本的な見直しを行う。また、発達障害児・者に対する支援や精神障害者の地域移行を推進する」とされている。									
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20					
予算推移（補正後） (百万円)	—	—	—	—	1,709					
予算上事業実施数 (圏域)	—	—	—	—	365					
事業実施数 (圏域)	—	—	—	—	295					
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）										
○ 平成15年度から平成17年度までは、モデル事業として、平成18年度から平成19年度までは、精神障害者退院促進支援事業として実施してきたところであるが、事業を利用した退院者数は着実に増加をしている。（平成15年度72人、平成18年度261人、平成20年度745人） 今後も、地域移行支援に関わる人材の育成を図る等により当該事業を推進し、退院可能精神障害者の地域生活への移行を支援していく。										

個別目標2

障害者の一般就労への移行や、障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進すること

個別目標に係る指標

アウトカム指標
(達成水準／達成時期)

※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）

	H16	H17	H18	H19	H20
1 一般就労への年間移行者数	—	0.2	—	—	—

	(O. 9万人以上／平成23年度) ※施策目標に係る指標3と同じ					
2	授産施設等の平均工賃月額 (平成18年度平均工賃の2倍以上／平成23年度)	—	—	12,222 【-%】	12,600 【-%】	集計中 10月に 確定予定
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 指標1は、「障害福祉計画にかかる報告等の提出について」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)によるが、平成16、18、19年度は調査を実施していない。当該指標については、調査方法等も含め、今後検討することとしている。 ○ 指標2は、平成18年度及び平成19年度は「工賃（賃金）実績の報告について（依頼）」(社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)による。平成20年度の数値は現在集計中であり、平成21年度内に公表予定である。なお、平成17年度以前の数値は把握していない。 						
アウトプット指標 (達成水準／達成時期)						
※【】内は、目標達成率（実績値／達成水準）						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	就労移行支援の利用者数（単位：人日分） (72.0万人日分以上／平成23年度)	—	—	62,255	190,924	集計中
2	就労継続支援の利用者数（単位：人日分） (276.0万人日分／平成23年度)	—	—	194,519	608,490	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 指標1は、平成19年度は国民健康保険団体連合会のデータによるものである。また、平成18年度は「新障害者プラン関係保健福祉施策実施状況報告」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)によるものである。 ○ 指標1、2については、現在集計中であり、平成21年7月までに取りまとめこととなっている。 						
個別目標2に関する評価（個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から）						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者が経済的にも地域で自立した生活を送るために障害者の就労支援を充実強化するとともに、福祉施設等で働く障害者の工賃水準の引上げを行うことが有効である。 ○ この点、平均工賃月額を見ると、緩やかであるが上昇傾向が見られる。平成20年度の平均工賃月額については集計中であるが、平成19年度から国や都道府県において実施されている「工賃倍増5か年計画」(工賃水準の倍増を図るための計画)及び「工賃倍増計画支援事業」(工賃倍増5か年計画に基づき実施する事業に対する支援)の実施や、平成20年度から実施されている「発注促進税制」(障害者の就労支援の観点から授産施設等に仕事を発注した企業に対する課税の特例措置)などの取組みにより、今後、着実に効果が現れてくると予想される。一方、昨今の経済情勢により、福祉施設等の業務の受注が減少しているとの声があることから、使用者団体等に対して福祉施設等に対する業務の発注について配慮をお願いする等の取組などにより、引き続き福祉施設等への業務の発注を確保するための取組を実施していく必要がある。 ○ また、就労移行支援及び就労継続支援の利用者数は、平成18年度から平成19年度にかけて約3倍以上増加しており、障害者自立支援法施行後に就労支援の強化が図られてきたと評価できる。 						
個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価						
事務事業名	就労系サービスの充実					
平成20年度 予算額等	介護給付・訓練等給付費471,323百万円の内数（補助割合：[国1／2][都道府県1／4][市町村1／4]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()					

平成20年度 決算額	介護給付・訓練等給付費442,341百万円の内数（補助割合：[国1/2][都道府県1/4][市町村1/4]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（）				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
<p>概要：障害者自立支援法においては、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う「就労移行支援」や一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う「就労継続支援」がある。</p> <p>必要性：障害者が地域において自立して生活していくうえで、就労できる環境を整備することは極めて重要であるため、障害者自立支援法において「就労移行支援事業」や「就労継続支援事業」を創設したところであり、今後も障害者の就労支援を強化するためにこれらの事業の充実を図る必要がある。</p>					
政府決定・重要施策との関連性					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「重点施策実施5か年計画」（平成19年12月19日障害者施策推進本部決定）において、障害者の就労支援の更なる充実・強化を図ることとしている。 ○ また、「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）において「障害者の生活支援や就労支援・雇用促進等を進めるとともに、障害者自立支援法について、障害児支援の在り方など制度全般にわたる抜本的な見直しを行う。また、発達障害児・者に対する支援や精神障害者の地域移行を推進する。」とされている。 					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） (百万円)	—	—	227,578 の内数	445,462 の内数	471,323の 内数
予算上就労移行支援事業所数 (箇所)	—	—	—	—	—
就労移行支援事業所数 (箇所)	—	—	—	849	1,262
予算上就労継続支援事業所数 (箇所)	—	—	—	—	—
就労継続支援事業所数 (箇所)	—	—	—	1,859	2,869
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者が地域で自立した生活を営む上で、就労支援の充実・強化は極めて重要であるが、平成18年度からの予算は毎年増加傾向にあり、かつ事業実績数も増加している。 <p>今後は、平成23年度までの重点施策実施5か年計画において記載された、福祉施設から一般就労への移行の促進や「工賃倍増5か年計画」による平均工賃の倍増などの目標値も踏まえ、就労支援をさらに充実・強化することとしている。</p> <p>(※) なお、予算については、障害福祉サービスに係る費用の総額のうち半分を国が負担するしくみとしており、個々の事業の単位で予算を計上していないため、「予算上事業所数」については記載していない。</p>					
個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価					
事務事業名	障害者就業・生活支援センター事業				
平成20年度 予算額等	地域生活支援事業費補助金40,000百万円の内数（補助割合：[国1/2][都道府県1/2]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（）				
平成20年度	集計中				

決算額					
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、 市区町村 、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
概要：	就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施。				
必要性：	障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一體的な支援を行う必要がある。				
政府決定・重要施策との関連性	なし。				
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） (百万円)	—	—	4,500の内数（平成18年10月から6月分）	40,000の内数	40,000の内数
予算上設置事業所数 (箇所)	—	—	110	135	205
設置事業所数 (箇所)	—	—	110	135	206
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就職に向けた支援や日常生活、地域生活に関する支援は、障害者の地域生活を支える上で重要であり、障害者就業・生活支援センターはそのような障害者に対するサポートを行う中核的な機関として機能している。 ○ 事業所数は着実に増加し、平成20年度には全国で206箇所が設置・運営されるなど、障害者の就業や生活をサポートする体制が確実に整備されてきていると評価できる。 ○ 今後の課題としては、全国での設置箇所数は増加している一方で、地域により、その取組にばらつきが見られるため、「重点施策実施5か年計画」において「障害者就業・生活支援センターについて、全ての障害保健福祉圏域に設置する」とされたことも踏まえ、どの地域においても十分な支援が提供できるよう、更なる整備を進めていく必要がある。 				

5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率
指標1 目標達成率 74.2%
指標2 目標達成率 -%
指標3 目標達成率 -%
（目標達成率を算定できない場合、その理由） 指標2及び3は、実績を今後集計する必要があるため。
2 評価結果の政策への反映の方向性
i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○） (理由) ○ 施策目標の達成に向けては、障害福祉サービス等の地域的な偏在や不足を解消するため、全国的なサービスの提供基盤の強化を図ることとしているところであるが、

- 「施策目標の評価」において示したように、今後ともサービスの必要量の増大が見込まれており、障害者の自立した地域生活への支援の一層の充実が求められている。
- こうした中、必要なサービス量を確保するとともに、その質の向上を図る必要があるため、平成22年度概算要求においては、
 - ・ 障害者就業・生活支援センターの増設
 - ・ 精神障害者の地域移行・地域定着にかかる支援の強化
 - ・ グループホーム・ケアホームにおけるエレベーター設置、短期入所事業所、児童デイサービス事業所の整備促進
 等に係る所要の財源を要求することとしている。

3 施策目標等に係る指標の見直し（該当するものすべてに○）

（施策目標に係る指標）

- i 指標の変更を検討
- ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討

（個別目標に係る指標）

- i 指標の変更を検討
- ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討

（理由）

6. 特記事項

①国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む。）の該当

(1) 有・無

(2) 具体的記載

- 第171回国会における麻生総理大臣施政方針演説（平成21年1月28日）

「日本は、勤勉を価値とする国です。この美德が今日の繁栄を築きました。それを続けるためにも、高齢者、障害者や女性も働きやすい社会、努力が報われる社会をつくることが重要であります」

②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当

（※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。）

(1) 有・無

(2) 具体的内容

- 成長力底上げ戦略（基本構想）（平成19年2月15日成長力底上げ戦略構想チーム）
 - ・「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ
 - 授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の一環として、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進。
- 「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）
 - ・「障害者の生活支援や就労支援・雇用促進等を進めるとともに、障害者自立支援法について、障害児支援の在り方など制度全般にわたる抜本的な見直しを行う。また、発達障害児・者に対する支援や精神障害者の地域移行を推進する。」

③審議会の指摘

(1) 有・無

(2) 具体的内容

- 社会保障審議会障害者部会報告（平成20年12月16日社会保障審議会障害者部会）
 - ・ II 地域における自立した生活のための支援
 - II-1 地域での生活の支援
 - (1) 地域移行の促進
 - （地域移行を支えるコーディネート機能）
 - 障害者入所施設に入所している者や、精神科病院に入院している者であって、退所・退院が可能である者の地域移行を支えるため、入所・入院中の段階から、退所・退院に向けた相談や計画的な支援についての調整、更には実際の支援を行う取組について、全国的に実施されるよう充実させていくことが必要である。

(家族との同居から自立した生活への移行)

- 地域移行を考えるに当たっては、(中略) グループホーム・ケアホーム等での生活に移行したりするための支援が重要であり、(中略) こうした取組を進めていく必要がある。

II-2 就労支援

障害者の自立を支援する観点から、今後とも就労支援の充実と活性化を図っていく必要がある。

④研究会の有無

(1) 有・

(2) 研究会において具体的に指摘された主な内容

⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

(1) 有・

(2) 具体的状況

⑥会計検査院による指摘

(1) 有・

(2) 具体的内容

⑦その他

なし。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

IV-3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること